

日本ギロック協会 会則

1. ウィリアム・ギロックの音楽を通してのピアノ音楽の普及と発展に寄与することを目的とし、次の事を行う。

- ・ウィリアム・ギロック（1917・7・1～1993・9・7）および周辺の作曲家の研究。
- ・音楽仲間を尊重し共に活動する誰もが楽しめる音楽環境を築いていく。
- ・音楽を通じての地域活動、社会貢献活動、全国各支部との交流をはかる。
- ・アーティストの支援企画、制作、広報、宣伝、開催などを行う。
- ・音楽関連の映像、書籍の翻訳、物販の販売助成事業。
- ・その他この目的達成のために必要な事業。

2. 会 費

- ・日本ギロック協会の入会金（2000円）年会費（3000円）は毎年7月までに納める。
- ・会員会費有効期間は、その年の7月1日～翌年6月30日 1年間とする。
- ・年度途中入会の場合でも翌年6月30日迄とする。

3. 休会 退会

- ・休会・退会の場合は、本部事務局へ知らせる。
- ・会報を受け取る限り年会費を納入する事となる。
- ・年度途中休会・退会の場合、年度内すでに納入した会費その他拠出金は、返還しないものとする。